

広島県立福山若草園設置及び管理条例及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十七号

広島県立福山若草園設置及び管理条例及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 福山若草園の位置は、福山市水呑町三新田一丁目とする。</p>	<p>第二条 福山若草園の位置は、福山市水呑町とする。</p>

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)				別表(第二条関係)			
名称(略)	位置(略)	管轄区域(略)		名称(略)	位置(略)	管轄区域(略)	
広島県 福山西 警察署	福山市 神村町	尾道市のうち 浦崎町 福山市のうち		広島県 福山西 警察署	福山市 神村町	尾道市のうち 浦崎町 福山市のうち	
		郷分町、山手町、山手町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、神島町、佐波町、瀬戸町、明王台一				郷分町、山手町、山手町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、神島町、佐波町、瀬戸町、明王台一	

備考	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、東明王台、水呑町、水呑町三新田一丁目、同二丁目、水呑向丘、田尻町、鞆町鞆、鞆町後地、津之郷町、赤坂町、熊野町、走島町、松永町、松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、南松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、今津町、今津町二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、東村町、本郷町、神村町、宮前町一丁目、同二丁目、柳津町、柳津町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、高西町、高西町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、内海町、沼隈町、南今津町</p>
(略)		
備考	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、東明王台、水呑町、水呑向丘、田尻町、鞆町鞆、鞆町後地、津之郷町、赤坂町、熊野町、走島町、松永町、松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、南松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、今津町、今津町二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、東村町、本郷町、神村町、宮前町一丁目、同二丁目、柳津町、柳津町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、高西町、高西町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、内海町、沼隈町、南今津町</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。